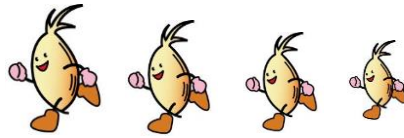


令和4年8月23日（火）

報道発表



団体名：東三河広域連合

担当者：消費生活課

課長補佐 金地 伸浩

問合せ先：0532-51-2306

件名：クレジットカード契約（意図せぬリボ払い）や大手通信会社を騙りカード情報を搾取する（フィッシング）に関する相談が増えています

『H S N station 最近の相談※』より

東三河広域連合では、域内の8市町村に8か所の消費生活センター・相談室を設置し、国家資格を有した消費生活相談員が月曜日～金曜日の9時～16時30分、様々な消費生活相談に応じています。

今般、『H S N station 最近の相談（2）』として最近の相談事例を発信します。報道機関の皆様におかれましても、消費者トラブル防止にご協力くださいますようお願いいたします。

【意図せぬリボ払い契約～カード申込時には支払方法に留意して～】

【事例】何年も前にビデオ店で買い物した際に、「ポイントが付く」などと言われ、クレジットカードを申し込んだ。契約の際、支払方法をリボ払いにした覚えはないが、リボ払いになっていた。カードは昨年解約し、最近是利用した覚えがないのに、毎月1万円の支払いが続いている。クレジット会社から利用明細は届いていない（60歳代・男性）。

■クレジットカードの支払方法には一括払いや分割払いのほかに、利用金額・件数に関わらず毎月一定の金額を支払う「リボ払い」があります。リボ払いは月々の支払を一定額に抑えられる反面、支払期間が長期化し手数料がかさむことがあるので注意が必要です。また、カード申込の際に初期設定がリボ払いになっているカードもあるので、支払方法など規約をしっかりと確認することが重要です。なお、利用残高がある状態で解約した場合、支払が完了するまで請求が続きます。

【大手通信会社を騙るフィッシング手口～安易にURLにアクセスしない～】

【事例】毎日のように携帯電話番号でショートメッセージが届いていた。差出人は契約中の携帯電話会社で本文はいつも同じで「携帯電話会社の重要なお知らせ。利用停止される場合があります。」とあり、記載のURLをクリックすると「本日24時までにコンビニでプリペイドカードを買って4万円を支払って」という画面に飛び、プリペイドカードの帳票番号入力欄があった（50歳代・女性）。

■携帯電話会社のほか、通販サイトやクレジット会社、フリマサービス運営事業者等実在する組織を騙り、パスワードやアカウントID、暗証番号、クレジットカード番号等の情報を搾取する「フィッシング」の手口と思われます。大手企業が携帯電話番号でショートメッセージを送信する可能性は低く、安易にクリックすると不審なアプリをインストールさせる画面に飛ばされる恐れもあります。慎重に差出人を見極め、アクセスしてしまっても、個人情報は絶対に入力してはいけません。

※H S N station とは…東三河広域連合消費生活センター相談ニュースの頭文字から命名。

これまでも啓発チラシ等を作成し配布したり、東三河広域連合のホームページで動画を配信しています。